

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 令和3（2021）年12月24日（金） 午前10時から
- 2 開催場所 栃木県庁舎研修館402研修室
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
委員 岡田 豊子 建築士
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 藤島 博英 足利大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 令和3（2021）年4月1日から令和3（2021）年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 976件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

- 1 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。
- 2 抽出事案の選定理由について
岡田委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

- 1 「一級河川荒川 護岸工事その4（災害助成）」について
・工事箇所 那須烏山市南大和久
・県土整備部河川課発注（一般競争入札）
- 2 「栃木県立宇都宮産業展示館内外部改修工事」について
・工事箇所 宇都宮市元今泉6丁目
・県土整備部建築課発注（一般競争入札）
- 3 「令和2年度（補正）復旧治山事業 法切工外工事」について
・工事箇所 佐野市作原町字地蔵山東 地蔵山
・環境森林部県南環境森林事務所発注（指名競争入札）
- 4 「令3県営経営体基盤刈沼川第2工区圃整工事」について
・工事箇所 宇都宮市氷室町地内
・農政部河内農業振興事務所発注（指名競争入札）
- 5 「下都賀庁舎空調設備改修工事」について
・工事箇所 栃木市神田町6-6
・経営管理部栃木県税事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議案件1について】

- Q 入札辞退をした業者について、辞退をした時期を教えてください。
- A 入札書の提出期間中に辞退届の提出がありました。
- Q 総合評価落札方式により発注をしなかった理由を教えてください。
- A 令和元年東日本台風の復旧工事であり早期の復旧を図るため、総合評価落札方式ではなく、入札手続きがより簡便で工事にすぐに着手できる、条件付き一般競争入札により発注しました。
- Q 分離、分割発注とのことですが、本案件（その4）以外の発注状況について教えてください。
- A その17まで発注しています。工事の内容にもよりますが、本案件と同じ築堤工事については、本

案件とほぼ同様の金額の工事がほとんどでした。

【審議案件2について】

- Q 総合評価落札方式の標準型を適用した理由を教えてください。
- A 4億円を超える建築一式工事であるため、標準型を適用しました。
- Q 施工計画の評価テーマについて、「特定天井落下防止対策工事に関する施工について」及び「工程管理及び関連工事との調整について」をテーマとした理由を教えてください。
- A 「特定天井落下防止対策工事に関する施工について」については、特定天井に関する工事がある場合は評価テーマとしております。「工程管理及び関連工事との調整について」については、同じ敷地内に多数の業者が入る場合、業者間で連絡調整を行う必要があるため評価テーマとしております。
- Q 施工体制評価点が-10点となっている業者がおりますが、点数の付け方を教えてください。
- A 調査基準価格を下回ったものの、基本調査の結果、失格とならなかった場合、施工体制の審査を行うこととなりますが、施工体制審査資料の提出を辞退すると、施工体制評価点は-10点となります。
- Q 施工体制審査資料の提出を辞退し、施工体制評価点が-10点となったのにも関わらず、落札者になってしまうことはあるのですか。
- A 施工体制評価点が-10点となった業者が、落札候補者となった場合、重点調査というものを実施し、再度、施工体制審査資料とほぼ同等の資料の提出を求め、あらためて落札金額での施工が可能か確認することとなります。結果として落札金額での施工は難しいとのことであれば失格となります。
- Q 価格点の計算方法について、最低価格落札者との比較により点数を付けるのですか。それとも調査基準価格との比較により点数を付けるのですか。
- A 全員が調査基準価格を上回っている場合は、最低価格落札者の価格が基準となりますが、最低価格落札者の価格が調査基準価格を下回っている場合は、最低価格落札者の金額ではなく、調査基準価格を基準として価格点を計算することとなります。

【審議案件3について】

- Q 指名業者数について、標準で12者とのことですが、何者まで増減出来るか教えてください。
- A 2者まで増減することが出来ます。
- Q 令和2年度2月補正予算ということで、環境森林部長の通知した方法により指名競争入札で発注したとのことですが、復旧工事のため速やかな着工が必要と思われる中、補正予算による発注が出来ない場合は、金額的に一般競争入札で発注することになるのですか。また、今回、指名競争入札による発注を選んだ理由を教えてください。
- A 補正予算による発注が出来ない場合は、一般競争入札で発注することになります。また、今回、指名競争入札を選んだ理由としては、復旧工事であり早期の復旧を図るため、一般競争入札より手続きが簡便で速やかに着手できると考えたためです。
- Q 隣県の業者まで入札対象を広げることは考えなかったのですか。
- A 県内の建設業者の育成等の観点から県内業者を入札対象としました。

【審議案件4について】

- Q 指名業者の選定方法として、宇都宮市内のSA級業者から選定した上で、A級業者のうち過去に施工実績があり施工箇所から近い業者を選定したとのことですが、宇都宮市外も含めSA業者から選定するといった考えはなかったのですか。
- A 1億円以上の工事の場合は、県内全域を対象としますが、本案件は、1億円未満であるため管内から選定しました。
- Q 地理的条件について、A級業者の中で優先順位を付けているようですが、優先順位の付け方を教えてください。
- A 直線距離で施工箇所から近い順に優先順位を付けています。

【審議案件5について】

- Q 今回、随意契約を締結した業者のほかに候補者はいなかったのですか。
- A 営繕関係の部署から名簿を提供してもらい、名簿の中で、一番多くの技術者を有している業者が

から見積書を徴取しました。

Q 見積書の積算内容について、どのように確認を行いましたか。

A 業者から徴取した見積書の積算内容について、設計の段階で営繕関係の部署に積算内容の確認をしてもらいました。

Q 予定価格の根拠を教えてください。

A 随意契約を締結した業者に参考見積もりを出してもらい、営繕関係の部署の意見をもとに算出しました。